

旭市自動販売機設置事業者募集要項

1 目的

この要項は、旭市の各施設において、利用者及び職員が利用する飲料等自動販売機（以下「自販機」という。）の設置業者を選定（貸付料による一般競争入札）するために必要な手続きを定めるものです。

2 自販機設置公募物件

物件番号	設置場所	台数	設置許容寸法 (cm) (幅×奥行×高さ)	最低貸付料 (年額)	要件
1	旭市二の 2132 番地 市役所本庁舎 1階 南1	1台	125×100×190 以内	50,000 円	市内・準市内業者
2	旭市二の 2132 番地 市役所本庁舎 1階 南2	1台	122×90×190 以内	50,000 円	
3	旭市二の 2132 番地 市役所本庁舎 1階 北	1台	125×100×190 以内	50,000 円	
4	旭市二の 2132 番地 市役所本庁舎 3階 休憩室	1台	125×100×190 以内	100,000 円	
	旭市二の 2132 番地 市役所本庁舎 屋上(屋内展望フロア)	1台	125×100×190 以内		
5	旭市二の 5935 番地 10 みたま苑 旭	1台	125×100×190 以内	50,000 円	
6	旭市横根 1355 番地 21 潮騒ふれあい広場 レストハウス1	1台	125×100×190 以内	50,000 円	
7	旭市横根 1355 番地 21 潮騒ふれあい広場 レストハウス2	1台	125×100×190 以内	50,000 円	

8	旭市横根 1365 番地 25 いいおかユートピア センター 1階ロビー	1台	120×90×185 以内	50,000 円	
9	旭市高生 1 番地 海上公民館 1階ロビー	1台	125×90×185 以内	50,000 円	
10	旭市南堀之内 10 番地 ひかた市民センター 1階ロビー	1台	125×90×185 以内	50,000 円	

(1) 設置場所等の詳細は、別添の自販機設置予定箇所図（以下「箇所図」とい
う）を参照してください。

(2) 物件番号4については、2箇所で一つの契約となります。

(3) 設置許容面積には、空き容器回収ボックスの設置スペースは含みません。

(4) 商品補充等の日常管理に支障がないか応募前に必ず現地を確認してくだ
さい。また、箇所図と現地に違いがある場合は、現地に合わせていただきま
す。

(5) 最低貸付料には消費税相当分を含みません。

3 年間販売実績（参考）

物件 番号	設置場所	令和6年度 販売数	販売品目
1	市役所本庁舎 1階 南1	9,305 本／年	清涼飲料水等
2	市役所本庁舎 1階 南2	9,000 本／年	清涼飲料水等
3	市役所本庁舎 1階 北	5,863 本／年	清涼飲料水等
4	市役所本庁舎 3階 給湯室	10,000 本／年	清涼飲料水等
	市役所本庁舎 屋上(屋内展望フロア)	2,500 本／年	清涼飲料水等
5	みたま苑 旭	2,941 本／年	清涼飲料水等
6	潮騒ふれあい広場 レストハウス1	2,459 本／年	清涼飲料水等
7	潮騒ふれあい広場 レストハウス2	2,459 本／年	清涼飲料水等
8	いいおかユートピアセンター 1階ロビー	3,487 本／年	清涼飲料水等
9	海上公民館 1階 ロビー	5,017 本／年	清涼飲料水等
10	ひかた市民センター 1階 ロビー	1,659 本／年	清涼飲料水等

※売上を約束するものではありません

※市役所本庁舎3階給湯室（物件番号4）は今回設置予定場所と異なります
詳しくは別添の箇所図を参照してください

4 応募者資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 市税（課税されている市税全て）を滞納していないこと。
- (4) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 過去2年間において、自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有していること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。（法人の場合は、その役員もしくは役員予定者も含む。）
- (7) 物件番号1の応募者資格要件は、「本市に居住し業を営んでいる個人」又は「市内に本店若しくは支店等（支店等において市との契約締結を完結できること。）を有する法人」であること。

5 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の根拠

本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付契約です。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。（設置及び撤去に要する期間を含みます。）

※施設の再編等により貸付期間が変更になる場合があります。期間が変更になった場合には、賃借料は日割り計算により算定します。この場合の期間変更により生じた損失については、市は補償しません。

(3) 貸付料等

①貸付料

物件番号ごとの提案価格に消費税相当額を加算した額をもって貸付料（年額）とします。

貸付料は、年度ごとに旭市が発行する納入通知書で別途指定する納入期限までに納付してください。

貸付料の消費税相当分については、契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率により算定した額とします。

②電気使用料

自販機設置に係る電気使用料金については設置業者の負担とし、年度ごとに旭市が発行する納入通知書で納入期限までに納付してください。

当該自販機用の積算電力計（子メーター）を設置業者の負担により設置

し、次の算定方式により算定します。なお、円未満の端数については切り下げとします。

・電気使用料金＝電気料単価(税込)×子メーターの消費電力量

③その他必要経費等

自販機の設置、撤去等及び維持管理に要する経費は、設置業者の負担とします。

(4) 貸付上の制限等

次の事項を遵守してください。

- ①貸付物件を自販機設置業務以外の用途に供しないこと。
- ②自販機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③販売品目はメーカー希望小売価格よりも高い価格で販売しないこと。
- ④酒類及びその他類似品の販売をしないこと。
- ⑤ビン製品、紙容器製品の販売を不可とします。

(5) 設置する自販機

- ①自販機は災害対応型自販機とする。旭市で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、旭市が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置したとき、又は当施設に避難所を開設したときに、旭市職員の操作で自販機内の商品を取り出し無償で提供するものとし、停電時においても操作が可能なものとする。
- ②本体規格については、設置許容面積以内で、できる限りユニバーサルデザインの機種とすること。
- ③自販機の設置に当たっては、転倒防止等の安全に十分注意すること。
- ④省エネルギー（ヒートポンプ、照明の自動点滅・減光、学習省エネ、真空断熱材使用、ピークカット等）の機種とすること。
- ⑤フロン、代替フロン等を使用しない環境対策を考慮した機種とすること。
- ⑥自販機は電子マネーに対応した機種とすること。電子マネーの種類は問わない。
- ⑦カップ容器製品の販売は不可とする。

(6) 維持管理責任

次の事項を遵守してください。

- ①自販機の維持管理は設置業者が責任をもって行い、常に商品の賞味期限に注意を払うとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。商品の補充に際しては、施設利用者の動線を妨げることのないよう配慮すること。
- ②原則として自販機1台に対して1個の割合で、本市の指示に従い速やかに指定の位置に、販売する飲料の容器の種類（缶・ペットボトル等）に応じた空き容器回収ボックスを設置するとともに、設置業者の責任で適切に回収・リサイクルをすること。

- ③商品の補充及び空き容器回収を行う日時については、各施設管理者の指示に従うこと。
- ④衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ⑤自販機の故障に伴う問い合わせ、苦情等については設置業者の責任において対応するものとし、連絡先を見やすい位置に明記すること。
- ⑥年間の販売本数を報告すること。

(7) 原状回復

設置業者は、貸付期間が満了したときは指定期日までに原状回復をすること。

6 応募申込スケジュール

No.	項目	日程
1	参加申込書受付開始	令和8年1月15日（木）
2	質問受付期限	令和8年1月22日（木）
3	質問回答日	令和8年1月26日（月）
4	参加申込書受付期限	令和8年1月29日（木）
5	参加資格確認通知	令和8年2月20日（金）
6	入札書提出期限	令和8年3月25日（水）
7	開札	令和8年3月26日（木）
8	契約日	令和8年4月1日（水）

申込みにあたっては、本要項を熟読し、契約条件、箇所図等を確認の上お申し込みください。なお、申し込む物件数に制限はありません。

7 参加申込書提出

(1) 提出期間

令和8年1月15日（木）～令和8年1月29日（木）
(土日、祝日を除く。)

(2) 提出書類

下記の提出書類①～⑪までの該当する書類を行政改革推進課に持参もしくは郵送（期限必着）して提出してください。また、提出書類は返却いたしません。

- ①入札参加申込書（別記様式第1号）
- ②誓約書（別記様式第2号）
- ③委任状（別記様式第3号）※支店長等に委任する場合
- ④登録事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
※法人のみ提出

- ⑤身分証明書（本籍地で発行）※個人のみ提出
- ⑥印鑑証明書
- ⑦国税の納税証明書（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税の未納がない証明書）
- ⑧市税に滞納のない証明書（市内応募者のみ）
- ⑨官公庁における直近2年間の自動販売機設置の実績を証明する書類（契約書又は許可書等）
- ⑩販売品目一覧表（別記様式第4号）
- ⑪設置する自販機のカタログ（寸法、消費電力等が確認できるもの）

※各証明書は、発行日から3か月以内の原本を提出してください。
提出書類を審査後、審査結果を令和8年2月20日（金）までにメールで通知します。

8 質問及び回答

（1）提出期限

令和8年1月22日（木） 午後5時

（2）提出方法

質問書（別記様式第5号）に記入の上、メールで提出してください。

（質問書が届いたか、必ず電話で確認してください。）

旭市役所行政改革推進課資産経営班

TEL 0479-62-5366 mail: shisankeiei@city.asahi.lg.jp

（3）質問への回答

質問への回答は、すべての質問をまとめて令和8年1月26日（月）に市のホームページに掲載します。個別回答は致しませんのでご了承ください。

9 入札書提出

（1）提出期限

令和8年3月25日（水） 午後5時

（2）提出方法

入札書（別記様式第6号）に必要事項を記入の上、提出期限までに行政改革推進課まで持参もしくは郵送（期限必着）して提出してください。

※応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載してください。

※無地封筒（長型3号）に入れ、糊付けをして裏面の上中下3箇所に割印し、表面に、件名・氏名（法人は商号又は名称）、物件番号を記載してください。

※複数の物件を申し込む場合は、物件ごとに提出してください。

※入札参加登録申請時に委任状を提出した場合は入札書を応募者又は代理人が提出することとなります。

10 書類提出先

提出書類を、申込受付期間中に行政改革推進課まで持参又は簡易書留による郵送にて提出してください。

時 間 午前8時30分～午後5時（正午から午後1時までを除く。）

場 所 旭市役所行政改革推進課資産経営班（本庁舎3階）

〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地

※郵送して提出する場合は行政改革推進課まで必ず電話連絡してください。（tel：0479-62-5366）

11 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 応募申込書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 応募申込書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 応募申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 応募申込書に虚偽の内容が記載されているもの、又は記載内容が不明瞭なもの。
- (5) その他、審査を行うに当たって不適当と認められるもの。

12 設置予定事業者の決定方法等

(1) 決定方法

提出された書類をもとに資格要件を満たすと認められた者が提出した入札書の提案貸付料が、市が設定した最低貸付料以上で、最高金額の申込者を設置予定事業者に決定します。

最高金額となる提案貸付料での申し込みが2者以上ある場合は、後日当該応募者立会いのもと、くじ引きにより決定します。（電話でくじ引きの実施日時を連絡します。）

開札日時は、令和8年3月26日（木）午前10時になります。

(2) 設置予定事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、旭市ホームページに事業者名及び提案金額を掲載します。

13 契約の締結

- (1) 設置予定事業者に決定された者は、旭市と賃貸借契約を締結していただき

ます。なお、契約に際しての契約保証金は免除します。

- (2) 正当な理由がなく、指定期日までに契約を締結しない場合は、設置予定事業者の決定を取り消し、提案金額の高い順に契約交渉を行います。
- (3) 契約の締結については令和8年度予算の議決を条件とし、当該予算が旭市議会において否決された場合、この契約を取りやめるものとします。

14 問い合わせ先

旭市行政改革推進課資産経営班

〒289-2595 千葉県旭市二の 2132 番地

TEL 0479-62-5366

FAX 0479-63-4946

mail: shisankeiei@city.asahi.lg.jp